

2020年7月30日
第2回ふじさわ男女共同参画
プラン推進協議会
資料7

(仮称)
**ふじさわジェンダー平等プラン2030
策定に向けて**

2020年（令和2年）7月

藤 沢 市

目次

I	計画策定の趣旨と背景	3
1	法律の施行・改正	3
2	国や県の動向	5
3	男女平等から男女共同参画、そしてジェンダー平等へ	9
4	藤沢市の現状	11
II	計画の基本的な考え方	23
1	プランの名称	23
2	将来像	23
3	3つの基本理念	23
4	6つの重点目標	24
5	全体像「将来像・3つの基本理念・6つの重点目標」	26
6	計画の位置づけ・基本的方向	27
7	計画の期間	27
8	体系	27

I 計画策定の趣旨と背景

藤沢市では、1990年（平成2年）に、「ふじさわ女性行動計画」を策定、2001年（平成13年）には、女性行動計画の理念や「男女共同参画社会基本法」の理念を尊重して、「ふじさわ男女共同参画プラン2010」を策定しました。

その後、2011年（平成23年）には、「男女で共に創ろう豊かなまち“ふじさわ”」の実現をめざし、社会のあらゆる場面で男女が対等に参画し、生涯を通じてそれぞれが自立した豊かな生活と自己実現を図ることができる男女共同参画社会を形成していく上での基本計画として「ふじさわ男女共同参画プラン2020」が策定されました。

この計画は、2011年度（平成23年度）から2020年度（令和2年度）までの10年間を目標年次としており、この間を前期・後期に分け、2016年（平成28年）3月に、東日本大震災、女性活躍推進法の成立、DV・ストーカー被害等の増加といった社会情勢の変化などに対応するため、改定を行っています。

しかしながら、こうした改定以降も、性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会慣習・社会制度は依然として根強く残っているとともに、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）といった多様な性への尊重と理解、あるいは、増加するDV・虐待の防止等、困難を抱えた人たちが安心して暮らせる社会づくりが求められています。

この計画は、「ふじさわ男女共同参画プラン2020」に掲げている課題や施策の方向について、各種法令の制定及び改正、自治体を取り巻く社会情勢等、時代の変遷を踏まえるとともに、これまでのPDCAサイクルによる進捗管理や「藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」〔2019年（平成31年）3月〕などを踏まえ、“共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち（インクルーシブ藤沢）”の理念に基づき、向こう10年間、2030年（令和12年）を目標年次とするものです。

1 法律の施行・改正

（1）「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（候補者男女均等法）」の公布・施行〔2018年（平成30年）5月〕

多様な国民の意見が政策立案や決定に的確に反映されるために、政治分野における男女共同参画が重要となるため、国や地方議会の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となること等を基本原則とした法律が公布・施行されました。

基本原則

- 1 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
- 2 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。
- 3 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。

(2) 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」の施行〔2019年（平成31年）4月〕

働く人々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する“働き方改革”を総合的に推進するため、各種法律の改正が行われました。「労働基準法」、「労働安全衛生法」においては、長時間労働の是正が、また、「**短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム・有期雇用労働法）**」、「労働契約法」、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）」では、同一企業内における正社員とパートタイム労働者との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、不合理な待遇差を解消するための規定の整備や労働者に対する説明義務の強化が図られています。

(3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」等の改正〔2019年（令和元年）6月〕

2015年（平成27年）9月に、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るために法律が施行され、都道府県や市町村は、当該区域内における女性の職業生活における活躍の推進に向け、国が策定した基本方針等を勘案して、推進計画を策定するよう努めることとされました。また、国や地方公共団体、一部の民間事業主に対しては、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を定めた行動計画の策定・届出・公表等が義務付けられました。

2019年（令和元年）6月には、仕事と家庭生活の両立や諸外国と比べて低水準にある女性管理職比率などの課題を踏まえ、女性の職業生活における活躍をさらに推進することが必要であることから、基本方針の変更があり、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表への追記、女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業の認定への追記、中小企業における行動計画の策定の促進への追記がなされました。

また、女性活躍推進法のほか、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」において、パワーハラスメント防止対策の法制化が図られるとともに、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の防止対策の強化につながる措置が示されました。

(4) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の改正〔2019年（令和元年）6月〕

2001年（平成13年）10月に、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため法律が施行されました。

2019年（令和元年）6月には、児童虐待防止対策及び配偶者等からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されました。また、保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確化されました。

2 国や県の動向

(1) 【県】「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」の策定

〔2018年（平成30年）3月〕

「男女共同参画社会基本法」第14条に規定された、県における男女共同参画社会の形成を促進する施策についての基本的な計画です。「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」は、未だに低調な政策・方針決定過程への女性の参画状況や、結婚や出産に伴う女性の就業継続の難しさ、長時間労働を前提とした働き方、高齢単身女性や母子世帯の貧困などのさまざまな課題や社会環境の変化を踏まえ、女性と男性がお互いを尊重し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、より実効性のある取組を行うため、2018年（平成30年）3月に策定されました。

基本目標、基本理念

【基本目標】

ともに生きる社会、ともに参画する社会へ

【基本理念】

- I 人権の尊重
- II あらゆる分野への参画
- III ワーク・ライフ・バランスの実現
- IV 固定的性別役割分担意識の解消

(2) 【国】「婦人保護事業の運用面における見直し方針」（厚生労働省）の検討

〔2019年（令和元年）6月〕

婦人保護事業は、DV、性暴力、貧困、家庭破綻、障がい等、さまざまな困難を複合的に抱える女性の支援を行っており、2018年（平成30年）からは、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」を開催し、新たな制度の構築に向けて、検討がすすめられています。その際、地方自治体に対しては、相談から心身の健康の回復や自立支援に至るまで、すべての過程における支援が、より当事者本位なものとなるよう、必要な対応を行うとされています。

見直し方針

- ・ 他法他施策優先の取扱いの見直し
- ・ 一時保護委託の対象拡大と積極的活用
- ・ 婦人保護施設の周知・理解、利用促進
- ・ 携帯電話等の通信機器の使用制限等の見直し
- ・ 広域的な連携・民間支援団体との連携強化
- ・ SNSを活用した相談体制の充実
- ・ 一時保護解除後のフォローアップ体制等の拡充
- ・ 児童相談所との連携強化等
- ・ 婦人保護事業実施要領の見直し
- ・ 母子生活支援施設の活用促進

(3) 【国】女性活躍加速のための重点方針2020〔2020年（令和2年）7月〕 ～新型コロナウイルス感染症拡大による女性への深刻な影響及び女性活躍の新たな可能性への対応～

「すべての女性が輝く社会づくり本部」〔2014年（平成26年）10月設置、本部長：内閣総理大臣〕では、例年「女性活躍加速のための重点方針」を決定しています。

2020年の方針では、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、外出自粛や休業等により、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映し、家事や子育て、介護等の家庭責任が女性に集中していること、生活不安・ストレスに起因するDV等の増加・深刻化、女性が多くを占める飲食、観光、サービス分野における雇用の危機などが指摘されています。

他方、オンラインの活用による在宅勤務や、それによる業務の幅の広がりなどにより、ワーク・ライフ・バランスの推進や生産性の向上に資するものとして、働き方改革及び女性活躍の新たな可能性も指摘されているところです。

方針では、新型コロナウイルス感染症に起因する社会変革や人々の行動変容が生活に与える影響を考慮し、「新たな日常」の構築につながるよう、今後の事態を見極めながら、必要な取組の加速と柔軟な対応の必要性に言及しています。

I 女性の活躍を支える 安全・安心な暮らしの実現

- 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 困難を抱える女性への支援
- 生涯を通じた女性の健康支援の強化
- スポーツ参加の促進やスポーツ分野における男女共同参画の推進
- 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組

II あらゆる分野における女性の活躍

- 男性の暮らし方・意識の変革
- 女性活躍に資する多様な働き方の推進
- 地域における女性活躍の推進
- あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成

III 女性活躍のための基盤整備

- 国際的な協調及び貢献等
- 子育て・介護基盤の整備
- 性別にとらわれず多様な選択を可能とするための意識改革、理解の促進
- 女性活躍の視点に立った制度等の整備

(4) 【国】「第5次男女共同参画基本計画（5次計画）」

〔検討中〕 2020年（令和2年）7月現在〕

「男女共同参画基本計画」は、「男女共同参画社会基本法」第13条に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、5年ごとに策定される法定の計画です。

現在、「5次計画」の策定に向け、「第5次基本計画策定専門調査会」において検討が進められていますが、このほど、「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（骨子案）」が示されました。

「5次計画」の策定にあたっては、わが国を取り巻く社会情勢の現状及びさまざまな課題に言及していますが、「基本的な視点と取り組むべき事項等」として、

- ・ 持続可能な社会の実現に不可欠な、一人ひとりの尊重、能力発揮、意思決定への参画
＝性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備
- ・ 諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードに比較し、わが国が国際的に大きく差を上げられていることへの取組強化
- ・ 支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのない、女兒や若年女性を含めた、あらゆる年代の女性の支援や保護の視点
- ・ 新型コロナウイルスによる感染症拡大に伴う、平時の固定的性別役割分担意識を反映したジェンダーに起因する諸課題の一層の顕在化、一方で、テレワークやオンラインの活用・普及に伴う働き方や暮らし方における新しい可能性

が掲げられています。

＜参考：以下、抜粋＞

基本的な視点及び取り組むべき事項

- ① 持続可能な活力ある我が国社会を次世代に引き継ぐためには、男女共同参画・女性活躍が分野横断的な価値として不可欠であり、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映する必要。それが、SDGs（持続可能な開発目標）の達成にも資する。若年世代を主体とした取組との連携も含め、次世代に向けたメッセージを打ち出すことも重要。
- ② 【P】
- ③ 男女共同参画は、男性にとっても重要（男性がより暮らしやすくなるもの）であり、男女が共に進めていくものである。特に、男女共同参画や女性活躍の視点を職場・企業のみならず、家庭や地域など生活の場全体に広げることが重要。その際、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が男女どちらかに不利に働かないよう、メディアとも連携しながら幼少期から大人までを対象に広報啓発等に取り組む必要。
- ④ 人生100年時代を見据えて、男女が健康な生活を実現し、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護を両立できる環境の整備に取り組む必要。
- ⑤ AI、IoT等の科学技術の発展に男女が共に寄与するとともに、その発展が男女共同参画に資する形で進むよう取り組む必要。
- ⑥ 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する必要。
- ⑦ 多様な困難を抱える女性等に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める必要。
- ⑧ 頻発する大規模災害等の経験も踏まえ、男女共同参画の視点による防災・復興対策を浸透させる必要。特に、防災・復興の政策・意思決定段階や現場レベルでの女性の参画について進めることが必要。
- ⑨ 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、男女共同参画センター等との連携を含め、地域における様々な主体が連携・協働する推進体制をより一層強化する必要。
- ⑩ ①～⑨の各視点に沿って男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成するための教育や研修が重要。

3 男女平等から男女共同参画、そしてジェンダー平等へ

(1) 男女平等、男女共同参画

1946年(昭和21年)に日本国憲法が制定され、すべての国民は法の下に平等であり、性別によって、政治的、経済的、社会的関係で差別されないことと定められ、「男女平等」が保障されています。

日本国憲法(抜粋)

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

1999年(平成11年)には、こうした憲法に基づく男女平等を当然の前提とした上で、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

この法律は、現実の社会において、人々の意識の中に形成された固定的役割分担意識等からくる事実上の男女の格差の存在、特に国際的水準から見ても遅れている政策・方針決定過程への男女共同参画の現状など、さまざまな解決すべき多くの課題が残されていること、女性と男性が互いにその人権を尊重し、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化など社会経済情勢の急速な変化に対応していく上でも極めて重要であること、などを背景とするもので、男女共同参画社会の形成に関する基本的理念とこれに基づく基本的な施策の枠組を定めることにより、社会のあらゆる分野において国、地方自治体及び国民の取組が総合的に推進することを目的としています。

男女共同参画社会基本法(抜粋)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

この法律において、“ジェンダー”という表現は、当時その考え方がまだ一般には理解されにくいという点もあり、用いられていませんが、第1条(男女の人権が尊重されることの緊要性を規定)、第3条(個人として能力を発揮する機会が確保されることという意味でジェンダーの問題意識が含まれている)、第4条(この規定全体にジェンダーの問題意識が込められている)、第5条(従来、女性が物事の決定過程になかなか参画できなかったことを踏まえたもので、ジェンダーの問題意識を込めたものである)、第6条(固定的な役割分担のために女性に家事の負担が重く課せられているという現状を踏まえ基本理念を定めており、ジェンダーの問題意識を反映している)等に言及しています。*

*内閣府男女共同参画局 執務概要：衆議院・内閣委員会〔2011年(平成11年)6月8日〕での答弁

ジェンダー

生まれつきの生物学的性別に対し、社会通念や慣習などに基づき、社会的・文化的に形成された性別のこと。ジェンダー平等とは、誰もが性別に関わらず平等に機会を与えられること。

(2) 持続可能な開発目標“SDGs” ～ジェンダー平等を実現しよう～

この間、多様な主体と連携し、国内外でジェンダー平等社会の実現に向けたさまざまな取組が行われる中、2015年（平成27年）9月、国連サミットにおいて「持続可能な開発目標“SDGs（Sustainable Development Goals：エスディーゼズ）”」が、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、全会一致で採択され、2030年（令和12年）を期限とする包括的な17の目標（ゴール）が設定されました。これらの目標はその対象を世界中のすべての主体としており、その達成に向けたプロセスにおいては、地方自治体も参加することが求められています。

そして、全文及び17のゴールの一つとして「目標5：ジェンダー平等を実現しよう：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」が掲げられていますが、これは、女性のエンパワーメントとジェンダー平等が持続可能な開発を促進する上で欠かせないことから、重要なテーマと考えられているためです。国の「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」〔2016年（平成28年）5月設置、本部長：内閣総理大臣〕公表による「SDGsアクションプラン2019」〔2018年（平成30年）12月〕においても、3つ柱の一つとして、「SDGsの担い手として 次世代・女性のエンパワーメント」が盛り込まれました。



他方、各国の社会進出における男女格差を示す指標である「ジェンダー・ギャップ指数」においては、2019年（令和元年）、日本はこれまでで過去最低の153か国中121位となり、意思決定への参画やリーダー層の男女比に課題があることから、政治や経済分野で女性が活躍する環境や制度を整えること、女性リーダーの起用促進に向けた支援等の重要性が指摘されています。

ジェンダー平等は、誰もが性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できるようにすることをめざすものであり、これまでの男女共同参画を否定するものではありません。めざすべきまちの姿の一つである“共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち（インクルーシブ藤沢）”の実現に向け、今後は、男女の性別に関わらず、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）も含めたジェンダー平等の視点と“多様性と包摂性のある社会”への共感を持つことが重要となります。

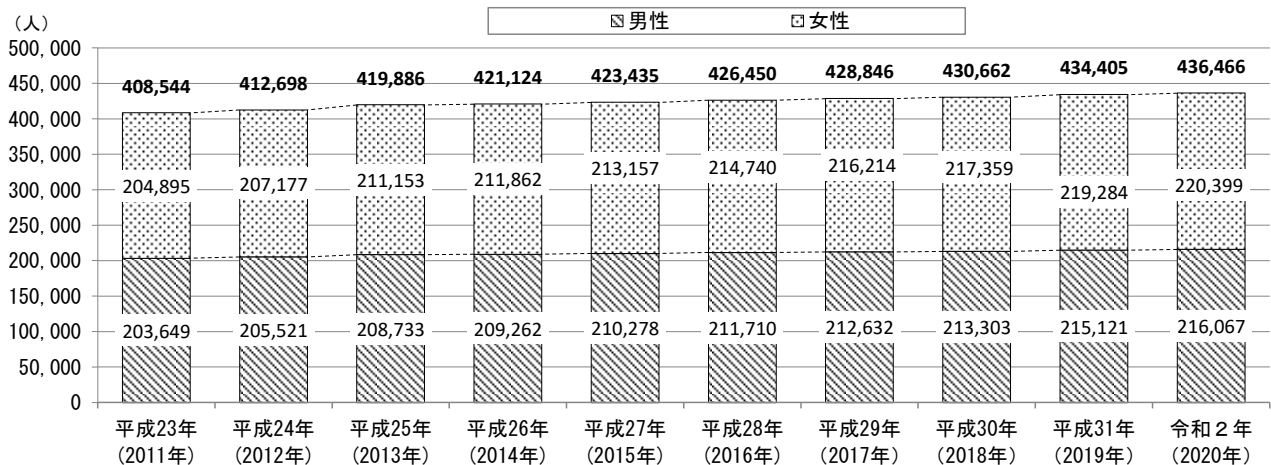
* ジェンダー・ギャップ指数 *

世界経済フォーラム（WEF）が毎年公表する各国の社会進出における男女格差を示す指標。「経済活動への参加と機会」（経済）、「政治への参加と権限」（政治）、「教育の到達度」（教育）、「健康と生存率」（健康）の4分野の14項目で、男女平等の度合いを指数化して順位を決めています。日本は、国会議員の男女比や女性閣僚の比率などから男女格差を測る「政治分野」と管理的職業従事者の男女比、同一労働における賃金の男女格差などから男女格差を測る「経済分野」の指数が低いことが順位を下げる大きな要因となっています。

4 藤沢市の現状

(1) 人口推移

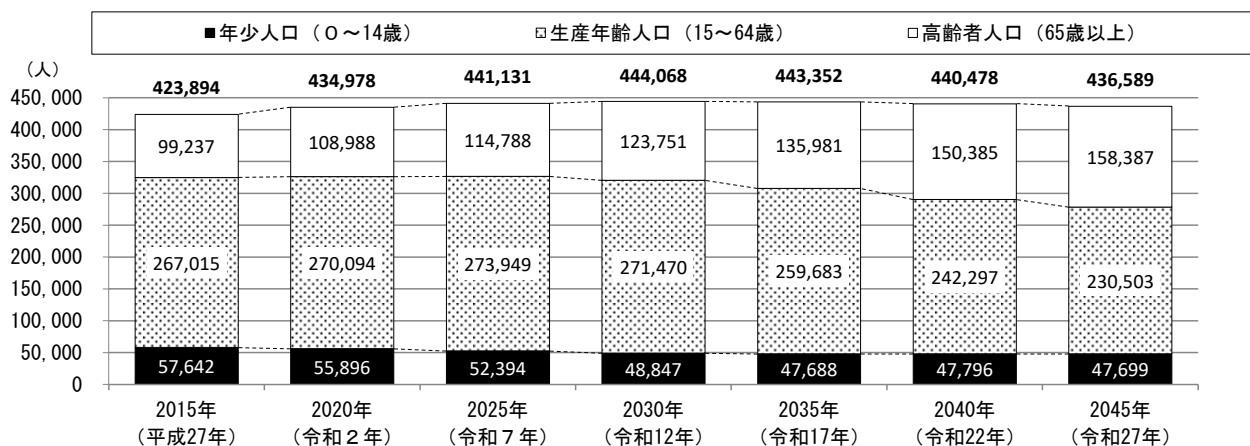
藤沢市の人口の推移は、増加傾向が続いており、2020年（令和2年）4月1日現在、436,466人となっています。男女比では、女性が男性を上回っています。



資料：藤沢市住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 将来人口推計（年齢3区分別）

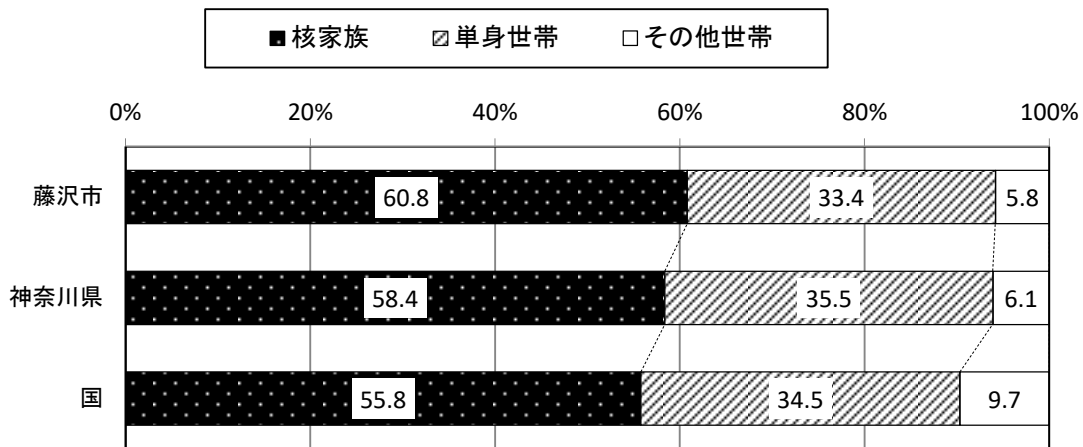
藤沢市の将来人口推計については、2030年（令和12年）にピークとなり、その後減少に転じる見込みです。年齢3区分別でみると、年少人口（0～14歳）はおおむね減少傾向を見込んでいます。生産年齢人口（15～64歳）は2025年（令和7年）までは増加傾向を見込んでいますが、2030年（令和12年）以降は減少傾向を見込んでいます。高齢者人口（65歳以上）は増加傾向が継続する見込みです。



資料：藤沢市将来人口推計について／国勢調査〔2015年（平成27年）〕を基準とした推計値

(3) 家族類型

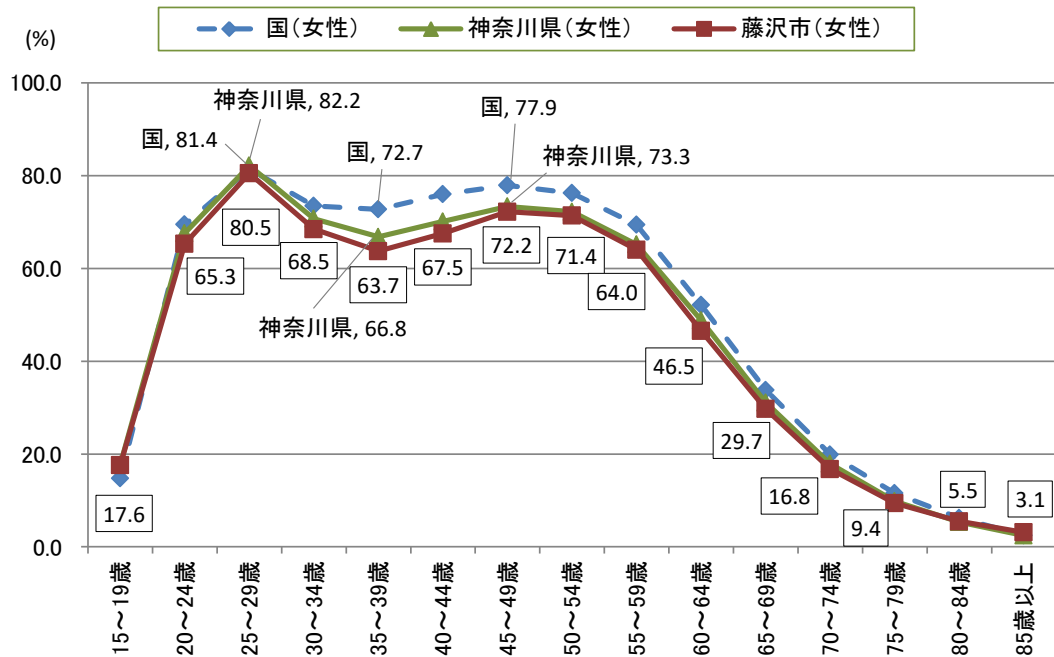
藤沢市の家族類型は、核家族世帯が60.8%、単身世帯は33.4%となっており、国や神奈川県と比較して核家族の割合が高くなっています。



資料：国勢調査〔2015年（平成27年）〕

(4) 女性の労働力率

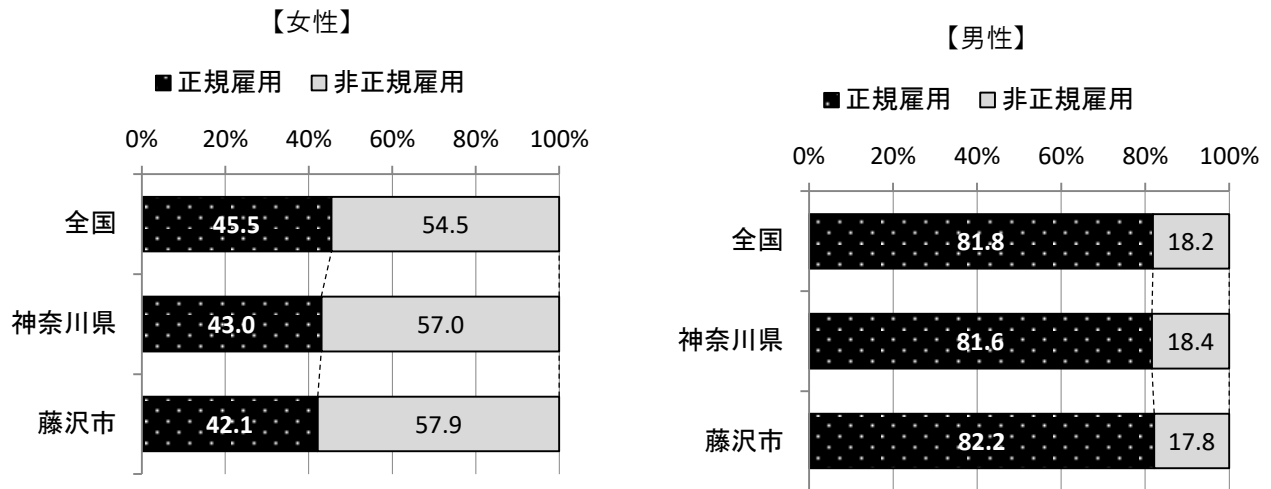
藤沢市の女性の労働力率を年齢5歳ごとにみると、30歳代で労働力率が大きく低下するいわゆるM字カーブとなっていますが、神奈川県と比較すると、大きな差異はみられませんが、国と比較すると、M字の谷が深くなっています。



資料：国勢調査〔2015年（平成27年）〕

(5) 雇用形態

雇用形態は、藤沢市、神奈川県、全国いずれも男性では正規雇用が8割を超えているのに対し、女性では全国で45.5%、神奈川県で43.0%、藤沢市で42.1%となっています。

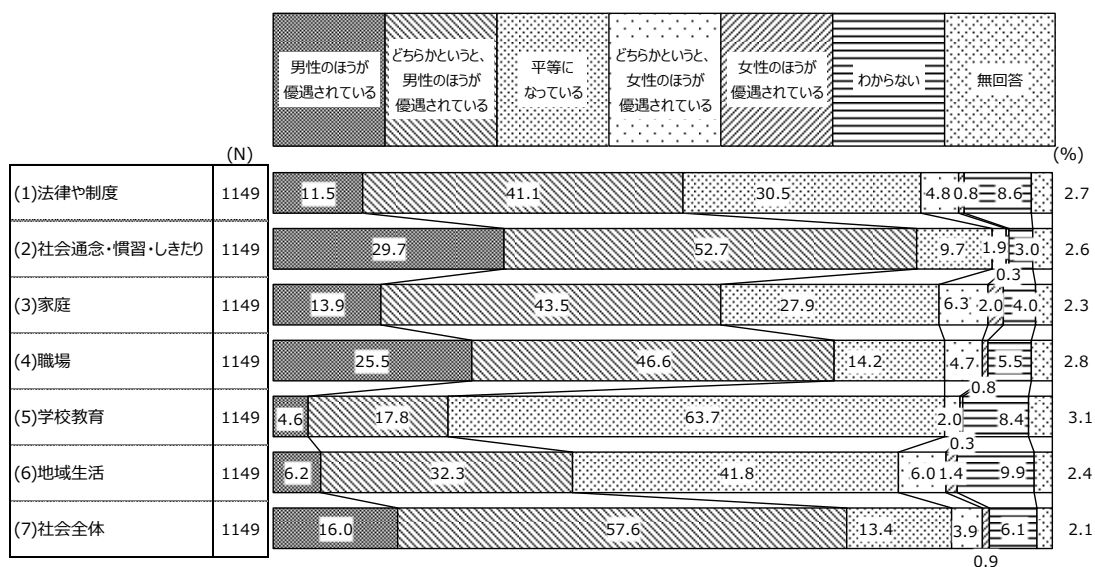


資料：国勢調査〔2015年（平成27年）〕

(6) 各分野における男女の地位・立場について

各分野における男女の地位の平等感は、「平等になっている」は『学校教育』が63.7%でもっとも高く、『地域生活』（41.8%）、『法律や制度』（30.5%）、『家庭』（27.9%）も高くなっています。

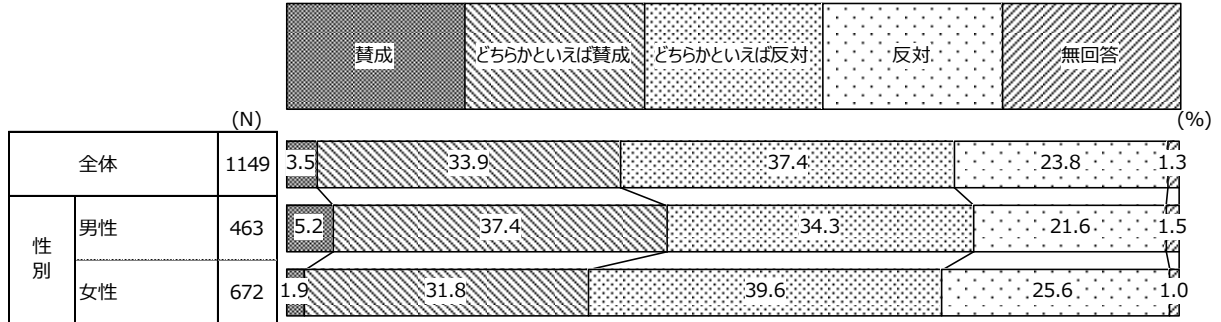
「男性のほうが優遇されている」と「どちらかというと、男性のほうが優遇されている」の合計は、依然として『社会通念・慣習・しきたり』が82.4%、『社会全体』が73.6%、『職場』が72.1%で高くなっています。



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年（平成31年）3月〕

(7) 性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」という考え方）

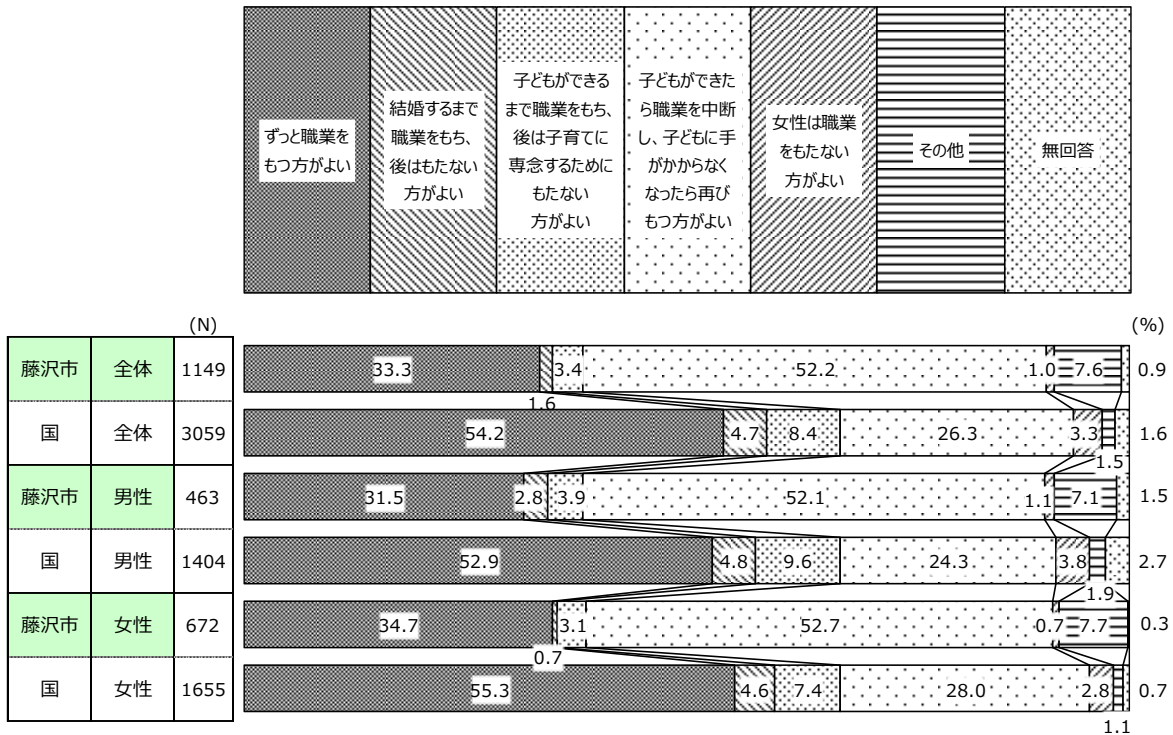
性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」という考え方）は、「反対」「どちらかといえば反対」と考える人が61.2%で、「賛成」と「どちらかといえば賛成」と考える人が37.4%であるのと比較すると、反対と考える人が23.8ポイント多くなっています。



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年（平成31年）3月〕

(8) 「女性が職業をもつこと」についての考え

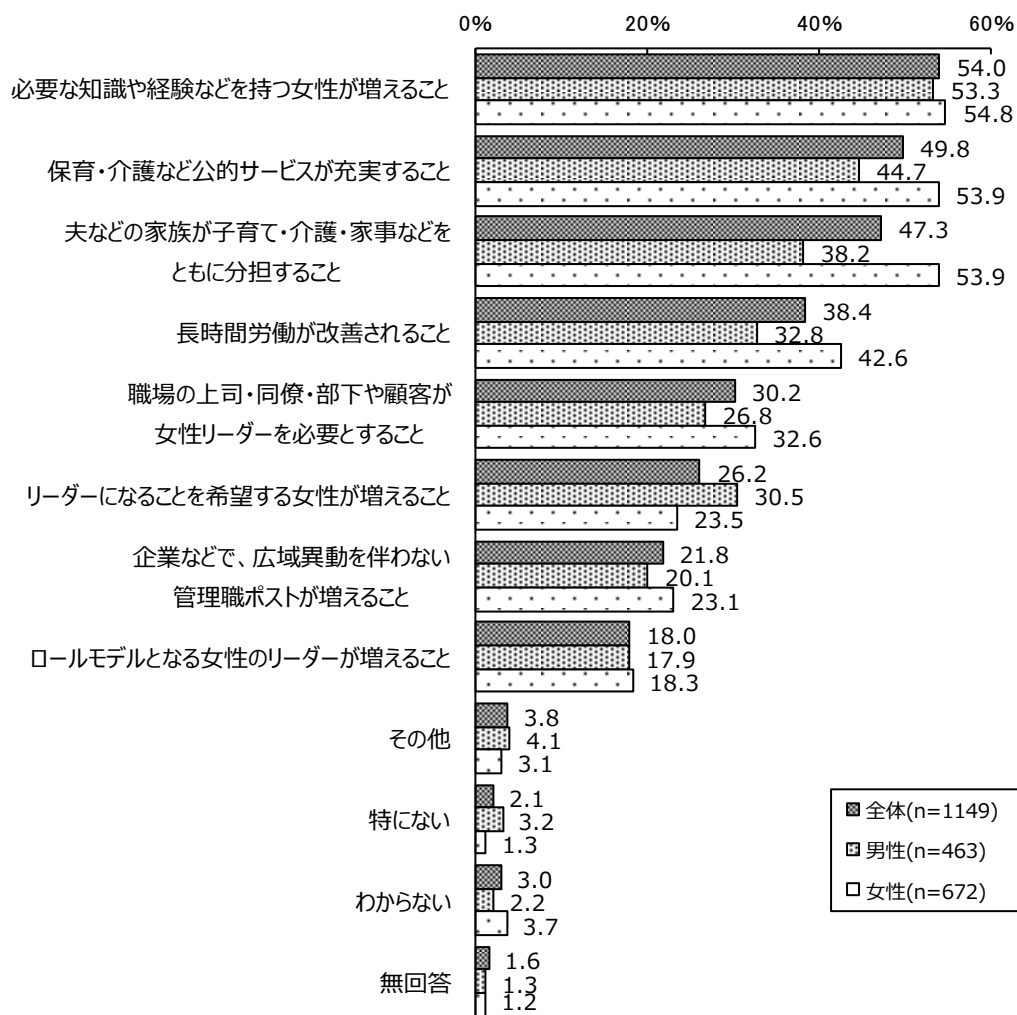
「女性が職業をもつこと」については、「子どもができれば職業を中断し、子どもに手がかからなくなって再びもつ方がよい」という再就職型を考える人が52.2%で最も高く、国の調査と比較すると、藤沢市が25.9ポイント高くなっています。一方、「ずっと職業をもつ方がよい」という就労継続型を考える人は33.3%で、国の調査と比較すると、藤沢市が20.9ポイント低くなっています。



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年（平成31年）3月〕

(9) 女性の活躍を進めるために必要なこと

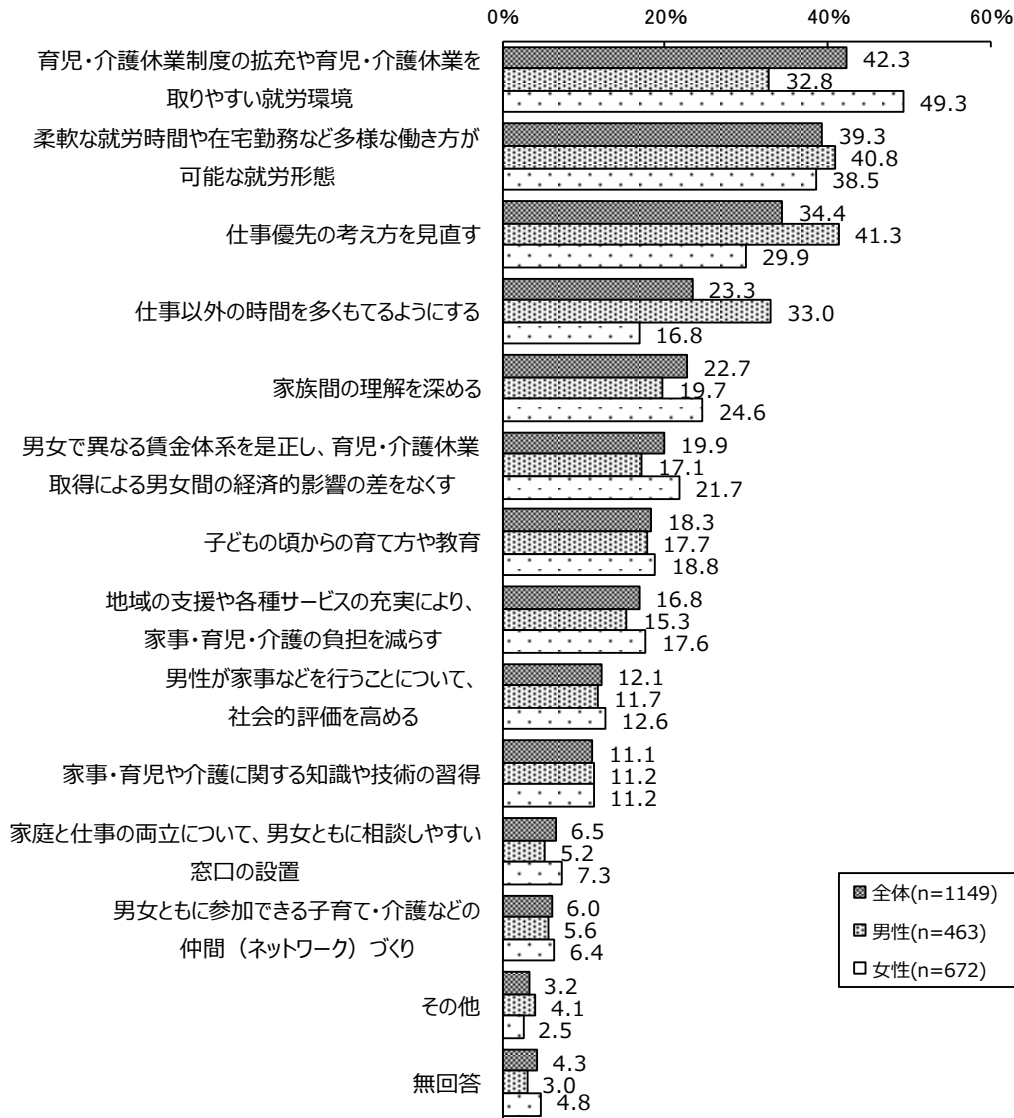
女性の活躍を進めるために必要なことは、「必要な知識や経験などを持つ女性が増えること」(54.0%)、「保育・介護など公的サービスが充実すること」(49.8%)、「夫などの家族が子育て・介護・家事などをともに分担すること」(47.3%)が50%前後で上位となっており、どれも女性が男性より高くなっています。



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年（平成31年）3月〕

(10) ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要だと思うこと

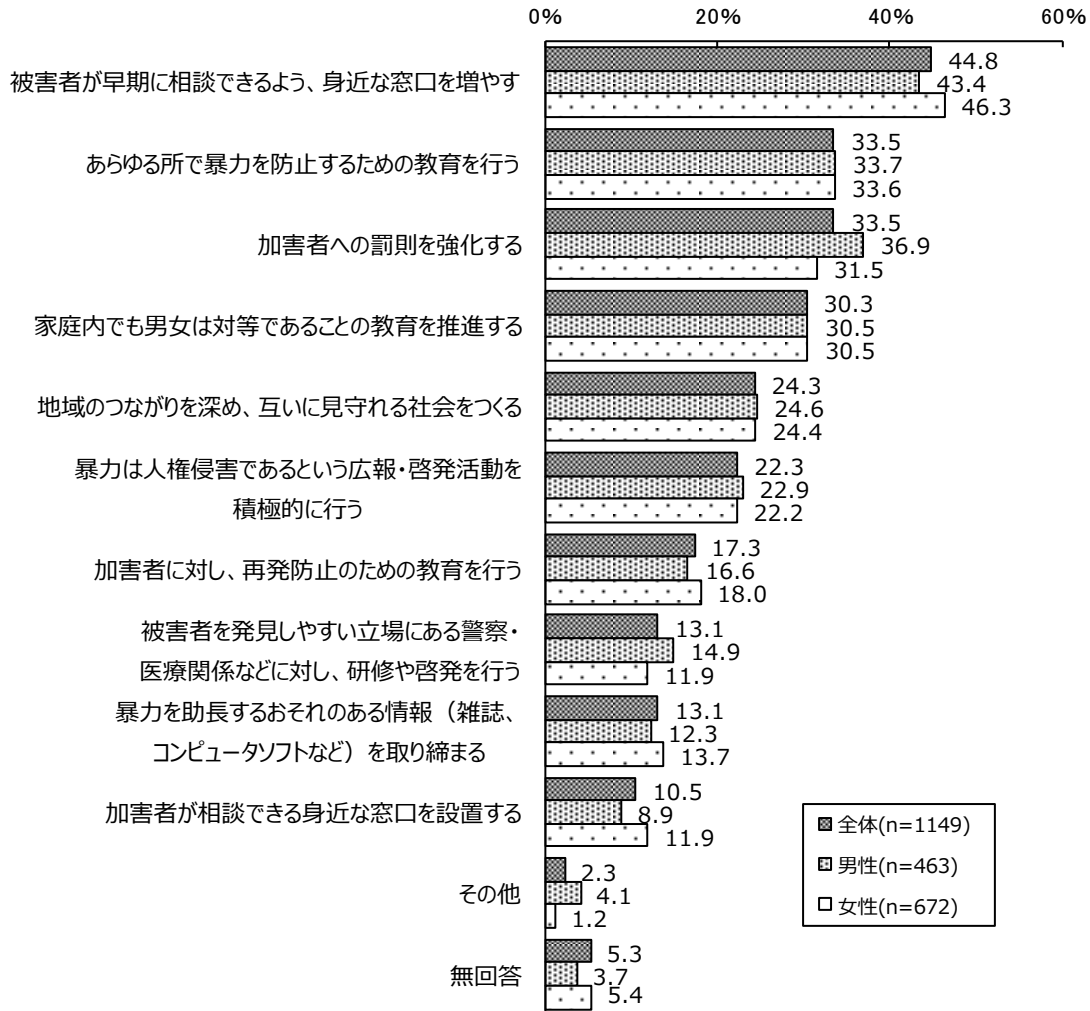
ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要だと思うことは、「育児・介護休業制度の拡充や育児・介護休業を取りやすい就労環境」が42.3%で最も高く、次いで「柔軟な就労時間や在宅勤務など多様な働き方が可能な就労形態」が39.3%、「仕事優先の考え方を見直す」が34.4%となっています。



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年（平成31年）3月〕

(11) DVを防ぐために重要だと思うこと

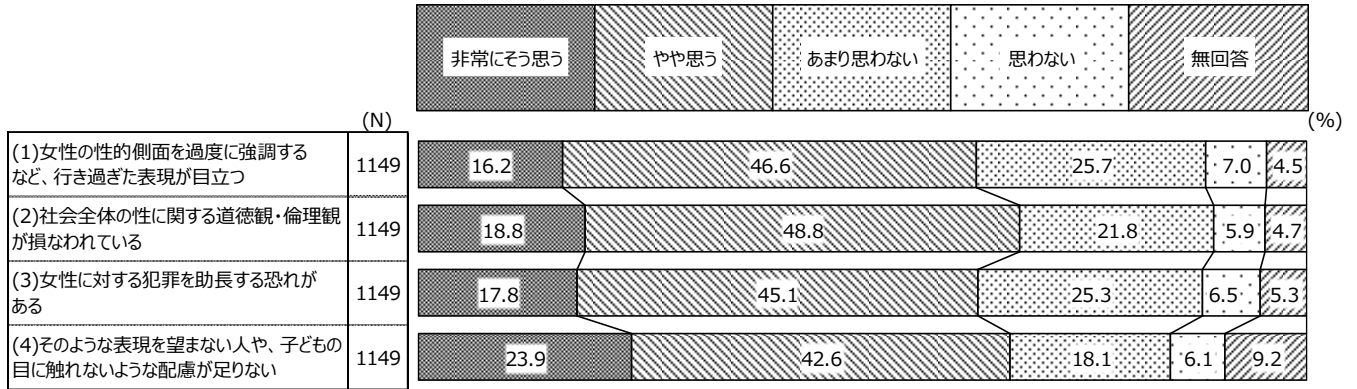
DVを防ぐために重要だと思うことは、「被害者が早期に相談できるよう、身近な窓口を増やす」が44.8%で最も高く、次いで「あらゆる所で暴力を防止するための教育を行う」、「加害者への罰則を強化する」がそれぞれ33.5%、「家庭内でも男女は平等であることを推進する」が30.3%となっています。



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年（平成31年）3月〕

(12) メディアにおける性表現・暴力表現についての考え

メディアにおける性表現・暴力表現についての考えは、「非常にそう思う」と「やや思う」の合計は「女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ」(62.8%)、「社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている」(67.6%)、「女性に対する犯罪を助長する恐れがある」(62.9%)、「そのような表現を望まない人や、子どもの目に触れないような配慮が足りない」(66.5%)のすべてが6割以上と高く、全般的に否定的な様子がうかがえます。

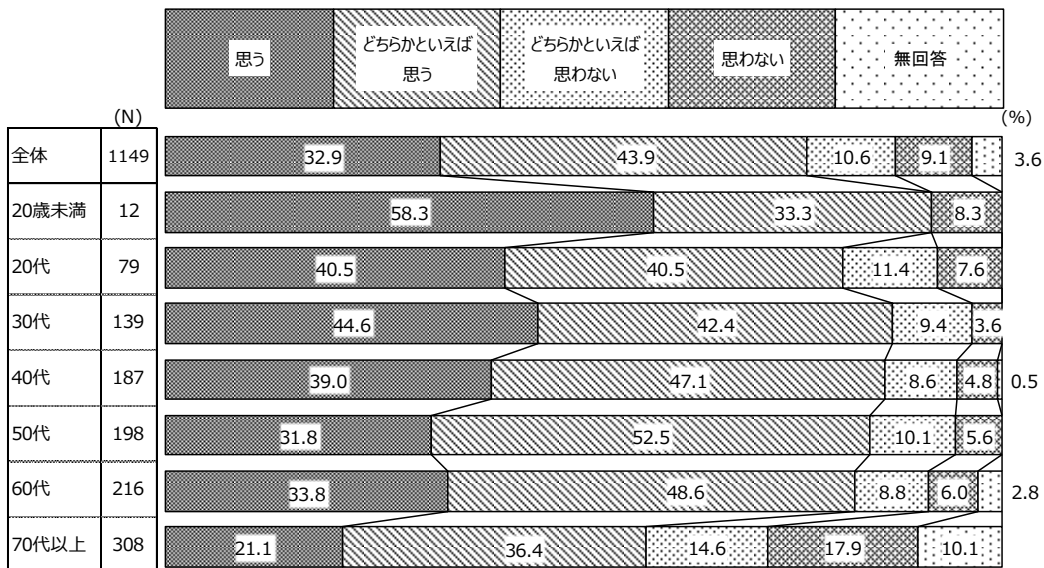


資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年（平成31年）3月〕

(13) セクシュアル・マイノリティの人にとって生活しづらい社会だと思うか

セクシュアル・マイノリティの人にとって、偏見や差別などにより、生活しづらい社会だと思う人は「思う」(32.9%)と「どちらかといえば思う」(43.9%)と合わせると、全体の4分の3以上を占めています。

年代別でみると、「思う」と「どちらかといえば思う」の合計は20代～60代が8割以上で、30代(87.0%)、40代(86.1%)でやや高くなっており、母数が少ないため参考値ではありますが、20歳未満でも「思う」が58.3%、「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせると91.6%となっています。



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年（平成31年）3月〕

(14) セクシュアル・マイノリティの人に対する偏見・差別をなくし、生活しやすくなるために必要な対策

セクシュアル・マイノリティの人に対する偏見・差別をなくし、生活しやすくなるために必要な対策としては、「学校教育の中で、性の多様性について正しい知識を教える」が61.7%と特に高く、これに「法律等に、セクシュアル・マイノリティの方々への偏見や差別解消への取り組みを明記する」が27.0%で続いています。

		(%)													
	n	ついでに 学校教 育の中 で、性 の多様 性に	解消ヘ の取り 組みを 明記す る	ノリテ イの取 り方々 の偏見 や差別	法律等 に、セ クシユ アル・ マイノ リティ	境企業 づくり の取 組みを すす める	企業な どが、 働きや すい 職場環	生徒や 市民へ の対応 を想定 し、小 中高 等	を 行 う	相 談 窓 口 等 を充 実さ せ、 周知 す	行政が 市民等 へ周知 啓発を 行う	え た 連 絡、 支 援 団 体、 行 政 等 を交	わ か ら ない	そ の 他	無 回 答
全体	882	61.7	27.0	24.4	20.5	10.5	9.6	6.6	7.8	2.3	1.4				
20歳未満	11	63.6	36.4	45.5	18.2	9.1	-	-	9.1	-	-				
20代	64	65.6	32.8	31.3	25.0	1.6	6.3	9.4	4.7	3.1	1.6				
30代	121	63.6	24.8	24.8	24.0	4.1	6.6	3.3	8.3	5.8	0.8				
40代	161	64.0	24.8	26.1	24.2	7.5	11.2	5.6	7.5	2.5	-				
50代	167	58.1	34.1	25.7	15.0	9.6	4.2	5.4	10.2	3.0	0.6				
60代	178	64.6	27.0	24.2	23.6	11.2	11.2	9.0	6.7	-	-				
70代以上	177	57.6	20.9	16.9	15.8	21.5	15.8	7.9	7.9	1.1	5.1				

資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年（平成31年）3月〕

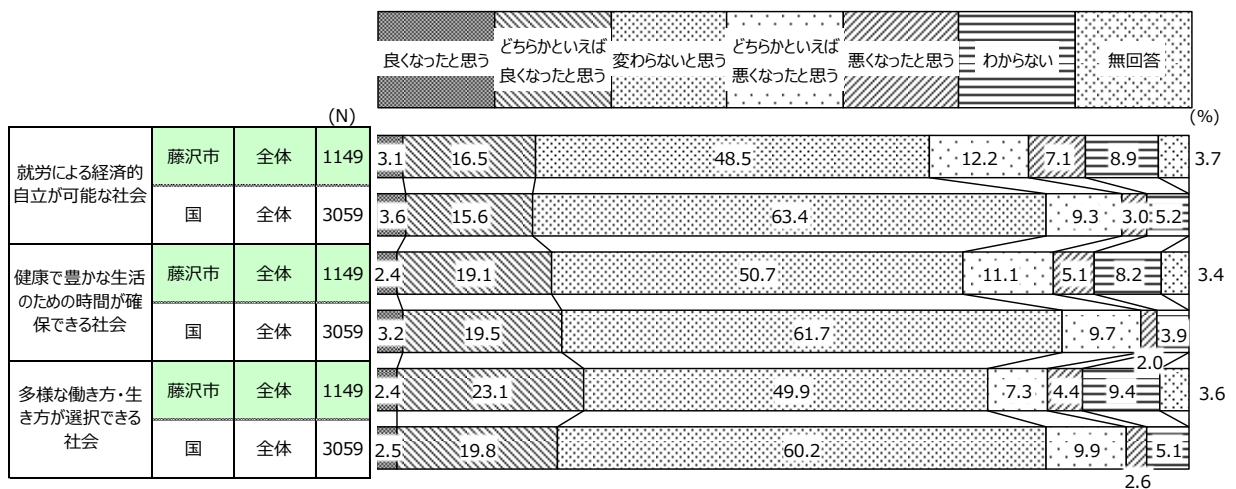
(15) 生活や身の回りの環境の5年前との比較

国では、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会」について、『就労による経済的自立が可能な社会』、『健康で豊かな生活のための時間が確保される社会』、『多様な働き方・生き方が選択できる社会』の3つの項目を掲げています。

『就労による経済的自立が可能な社会』は国の調査、藤沢市とも「変わらないと思う」の割合が高く、国の調査63.4%、藤沢市48.5%で藤沢市が14.9ポイント低くなっています。「良くなったと思う」「どちらかといえば良くなったと思う」の合計（以下「良くなった（計）」という。）は、国、藤沢市ともほとんど差はありません。「悪くなったと思う」「どちらかといえば悪くなったと思う」の合計（以下「悪くなった（計）」という。）は、国12.3%に対し、藤沢市は19.3%で7.0ポイント高くなっています。

『健康で豊かな生活のための時間が確保される社会』は国の調査、藤沢市とも「変わらないと思う」の割合が高く、国の調査61.7%、藤沢市50.7%で藤沢市が11.0ポイント低くなっています。「良くなった（計）」は国、藤沢市ともほとんど差はありません。「悪くなった（計）」は国11.7%に対し藤沢市は16.2%で4.5ポイント高くなっています。

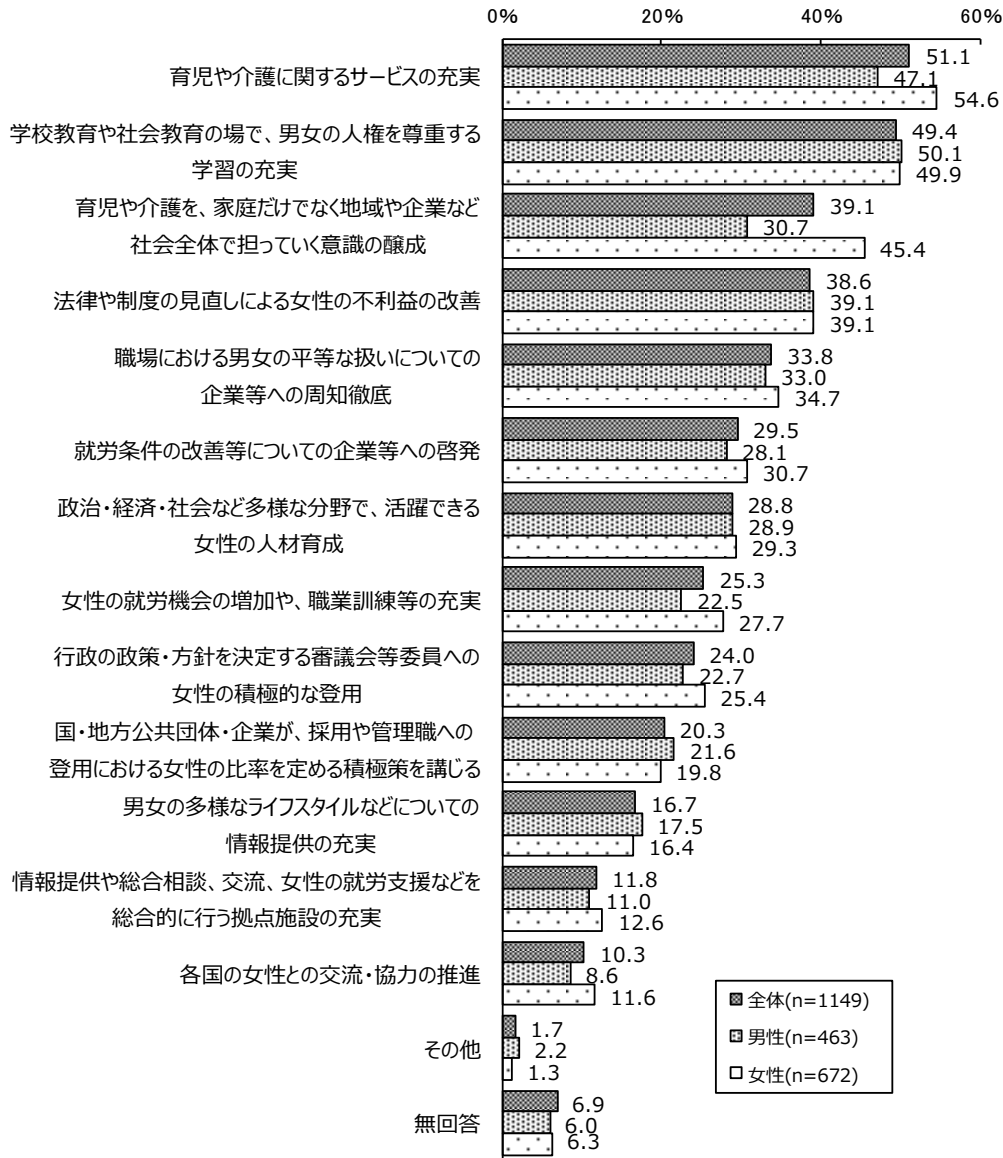
『多様な働き方・生き方が選択できる社会』も同様に「変わらないと思う」の割合が高く、国60.2%、藤沢市49.9%で藤沢市が10.3ポイント低くなっています。「良くなった（計）」は国22.3%、藤沢市25.5%で藤沢市が3.2ポイント高くなっています。「悪くなった（計）」は国、藤沢市ともほとんど差はありません。



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年（平成31年）3月〕

(16) 男女共同参画社会を実現していくために行政に望むこと

男女共同参画社会を実現していくために行政に望むことは、「育児や介護に関するサービスの充実」が51.1%で最も高く、次いで「学校教育や社会教育の場で、男女の人権を尊重する学習の充実」が49.4%となっています。



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年（平成31年）3月〕

II 計画の基本的な考え方

1 プランの名称

藤沢市では、前述のとおり、1990年（平成2年）に、「ふじさわ女性行動計画」を策定後、2001年（平成13年）に「ふじさわ男女共同参画プラン2010」を策定し、男女共同参画の推進を図るため、プランの改定や策定を行ってきました。今後は、多様な生き方や考え方を認め合うまちづくりをさらにすすめていくため、「男女」に限らず、誰もが生きやすい社会の実現を**めざすとともに、次世代に向けて**プランの名称を「ふじさわジェンダー平等プラン2030」と称します。

2 将来像

「(仮称) ふじさわジェンダー平等プラン2030」は、一人ひとりの人権を尊重し、皆で共同して「ジェンダー平等」のまちを創ることを目指します。

将来像

**共に生き、共に創ろう、未来につなぐ、
ジェンダー平等のまち「ふじさわ」**

3 3つの基本理念

将来像“共に生き、共に創ろう、未来につなぐ、ジェンダー平等のまち「ふじさわ」”を実現するため、3つの基本理念を定めました。

— 3つの基本理念 —

- 固定的性別役割分担を解消し、人権を尊重したジェンダー平等社会を実現する
- ワーク・ライフ・バランスの実現をめざすとともに、誰もが多様な分野に参画し、互いに認め育て合う社会を実現する
- 困難な状況にある人々への支援をはじめ、誰もが健康で安心して暮らせる社会を実現する

4 6つの重点目標

3つの基本理念の実現のため、次の6つの重点目標を掲げ、積極的に施策を推進していきます。

— 6つの重点目標 —

- 重点目標1 人権を尊重したジェンダー平等の社会づくり
- 重点目標2 あらゆる分野でのジェンダー平等の促進
- 重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 重点目標4 あらゆる暴力の根絶
- 重点目標5 多様な性を尊重する社会づくり
- 重点目標6 誰もが安心して暮らせる社会づくり

(1) 重点目標1 人権を尊重したジェンダー平等の社会づくり

ジェンダー平等の社会を実現するためには、性別及び性的志向、人種、年齢、障がいの有無などにとらわれず、誰もが個人として尊重され、お互いに対等な存在として認識することが出発点であり、一人ひとりが自らの人生を豊かにすることのできる社会づくりが重要です。このため、社会教育や学校教育などあらゆる場において、こうした人権尊重の精神に基づく、ジェンダー平等の視点に立った学習機会を充実するとともに、家庭、地域社会、職場等における性別による固定的役割分担意識の解消を図る必要があります。

(2) 重点目標2 あらゆる分野でのジェンダー平等の促進

あらゆる分野において女性の参画が拡大することにより、多様な視点・価値観を政策や方針に取り入れることが可能になります。それは、一人ひとりの人権を擁護するだけでなく、社会の多様性と活力を高めることにもつながります。このため、政策・方針決定過程への女性の参画の促進をはじめ、女性の参画が進んでいない分野においては、実効性のあるポジティブ・アクション（積極的改善措置）を推進するとともに、より多くの女性が主体的に参画する意欲を高められるような取組をすすめていくことが重要です。

(3) 重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進

ジェンダー平等の社会を実現するためには、働きたい誰もが社会の対等な構成員として、その個性と能力を十分に発揮できることが極めて重要です。そのためには、育児休業や介護休業取得の啓発、女性に対して妊娠中または出産後も安心して働き続けるために母性健康管理の推進や起業・再チャレンジの

支援、また男性に対しては働き方の見直しなど、男女が対等なパートナーとして働くことができるよう社会全体で支えていく必要があります。

(4) 重点目標4 あらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力（DV）は、犯罪となる行為を含む人権を著しく侵害する行為であり、ジェンダー平等社会の実現を阻害するものです。配偶者等からの暴力は、重大な人権侵害であり、許されるものではありません。こうした認識が市民に浸透するよう、DVやデートDV等を防止するための広報・啓発の取組を継続するとともに、被害者、とりわけ、声を上げにくい状況にある人々への支援体制の強化と相談体制の充実に向け、きめ細やかな対応を図ることが重要です。

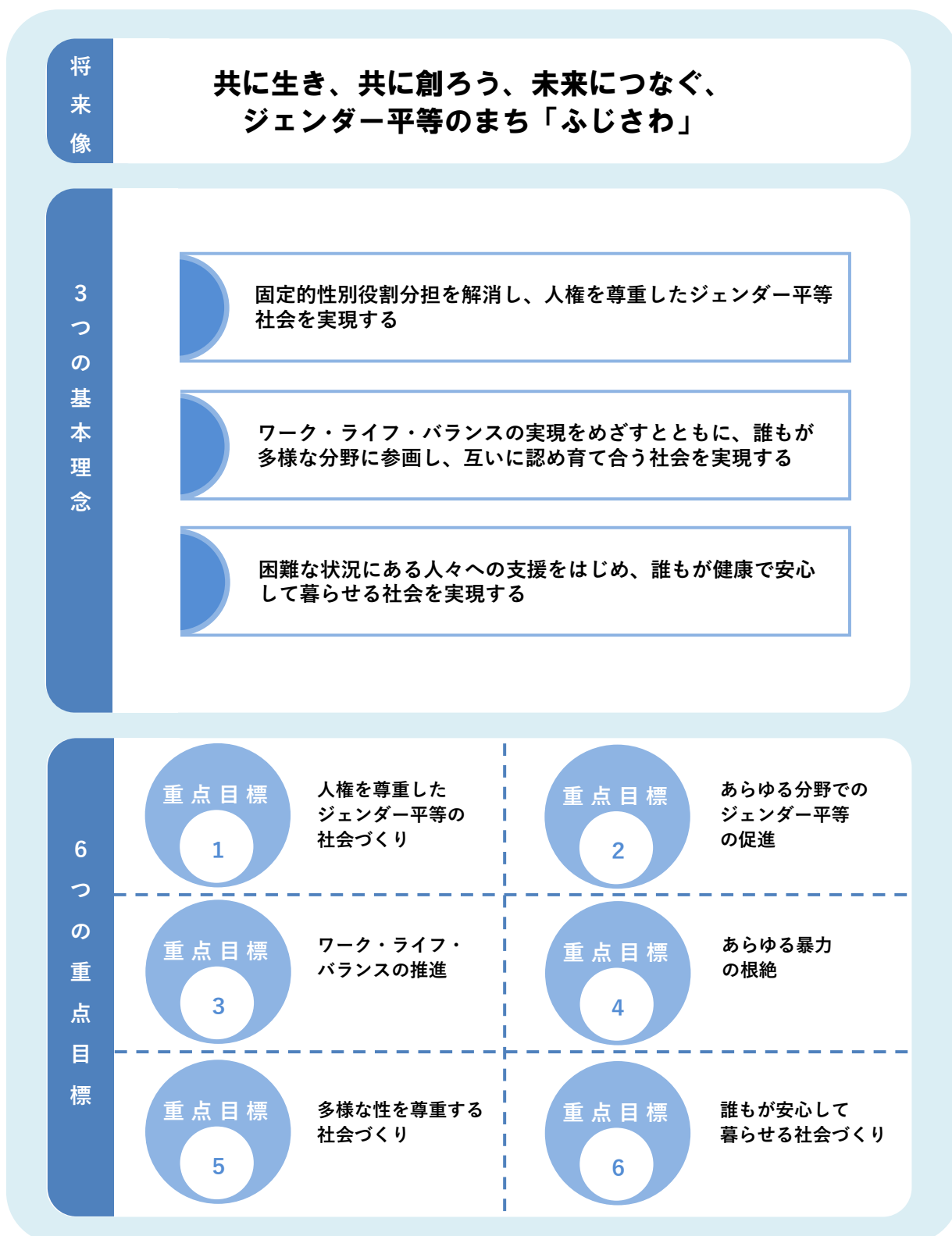
(5) 重点目標5 多様な性を尊重する社会づくり

性的指向、性自認などにとらわれず一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮し、社会的責任を分かち合い、ともに家庭、地域社会、職場等のあらゆる分野に参画できる社会を実現するためには、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の立場を理解し、認識を深め、定着させていくことが重要です。また、性的指向、性自認などを理由に悩み、生活のしづらさを感じている方の支援も社会全体ですすめていく必要があります。

(6) 重点目標6 誰もが安心して暮らせる社会づくり

国全体で人口減少と少子高齢化がより一層進行し、私たちを取り巻く環境が急速に変化するなか、社会のさまざまな場面で弱い立場にある人が、さらに困難な状況に陥り、悪循環に苦しむことのないようなまちづくりが求められています。ひとり親家庭の自立支援や、高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりを進める必要があります。また、誰もが生涯を健やかに暮らすためには、日頃からの心身の健康づくりが重要です。女性は、妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じ女性と男性で異なる健康上の問題に直面することに留意することを引き続き啓発していくことも重要です。

5 全体像「将来像・3つの基本理念・6つの重点目標」



6 計画の位置づけ・基本的方向

計画の位置付け・基本的方向を整理すると次のようになります。

- この計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- この計画の重点目標2の課題1及び2、並びに重点目標3の各課題については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を包含して策定しています。
- この計画の重点目標4の課題1については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を包含して策定しています。
- この計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画（検討中）」、県の「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」を勘案するとともに、「藤沢市市政運営の総合指針〔検討中：2021年（令和3年度）～〕」及び各種関連計画と連携した計画です。
- この計画は、男女共同参画社会の実現をめざして、直接的、間接的に関連する施策を体系化し、市民、ボランティア、NPO、大学、企業、行政、それぞれの活動主体が連携し、協働して実施していくものです。

7 計画の期間

この計画は、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間を目標年次とした計画です。

2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)
(仮称) ふじさわジェンダー平等プラン2030									
前期計画					後期計画				

8 体系

「(仮称) ふじさわジェンダー平等プラン2030」の体系は、市の現状等をふまえ、別紙のとおりとします。

